

令和2年4月20日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第86号）が本日公布・施行され、これに伴い、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給対象を拡大することとなりました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いします。

記

一 改正の概要

住居確保給付金の支給対象者について、これまで離職又は廃業した日から2年を経過していない方としていたところ、本日から、下表の通り給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある方も支給対象に含めることとなりました。

（法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由）

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合

また、「「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について」の一部修正について」（令和2年4月20日社援地発0420 第1号厚生労働省社会・援護

局地域福祉課長通知)において、住居確保給付金の支給事務の取扱問答を発出しておりますので、改正後の省令の施行については、本事務連絡及び取扱問答を参考にするなど、住まいに困窮される方への支援にあたっては、遺漏なきようご対応願います。

二 感染拡大防止に配慮した相談体制の強化

令和2年4月17日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の対象が、これまでの7都府県から全国に拡大されたことも踏まえ、「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る申請受付等について」（令和2年4月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡。以下「4月13日事務連絡」という。）に基づき、相談者と相談対応者との接触をできるだけ避けるよう、感染拡大防止に配慮した相談体制の強化に努めていただくようお願いします。

三 自立相談支援機関における相談体制の強化

これから相談の増加等が見込まれる中、4月13日事務連絡に基づき、自立相談支援機関の相談体制の強化を進めていただくようお願いします。その際には、各自治体は自立相談支援機関の意見も聞きながら、現場の状況等に応じた対応等を進めていただくようお願いします。あわせて、都道府県においては管内市町村の状況を適切に把握されますようお願いします。

四 公共職業安定所への求職の仮登録について

住居確保給付金の申請においては、公共職業安定所に求職の申し込みをすることを求めています。「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」（令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、当面の間、公共職業安定所に対する求職については、仮登録をもって正式な求職の申し込みと見なし、仮登録日及び仮登録番号を確認して受け付けるよう依頼したところですが、本日から、仮登録を証する文書としては、仮登録完了画面を印刷した文書等とします。

なお、印刷ができない場合は、当該画面のスクリーンショットの提示又は仮登録日について本人から申告を受けた上で、申告には虚偽がないことを申告させ、申請を受け付けて差し支えありません。

以上

○参考

(令和2年4月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る申請受付等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621457.pdf>

(令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620018.pdf>

○厚生労働省令第八十六号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第二百五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のよう改正する。

改 正 後	(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)
	第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合	二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等の状況にある場合
(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)	(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)
第十一条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。	第十一条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。	一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条例離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年を経過していないものであること。
ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者	二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持している者であること。
二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。	二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。
イ 異職の場合又は第三条第一号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者	
ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者	

(傍線部分は改正部分)

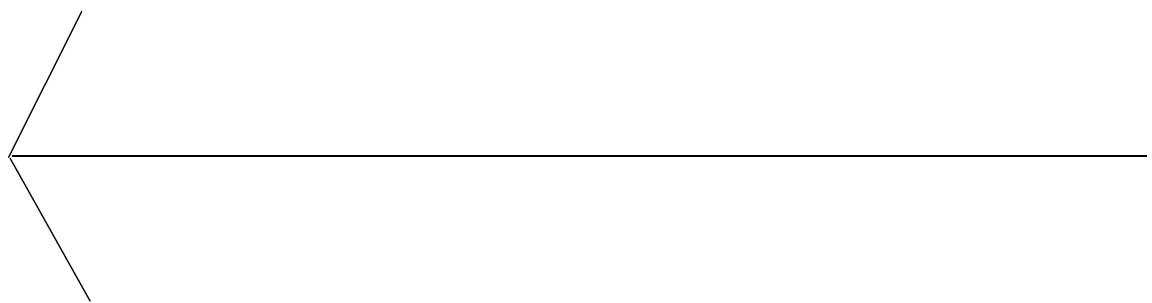
三
五

(略)

三
五

(略)

様式第一号（表面）を次のように改める。



生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 満()歳				
③電話番号				④性別	男・女
⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)					
(1)離職等の場合					
離職等の時期					
離職等した事業所					
(2)第3条第2号に規定する場合					
給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況					
⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること					
離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況					
⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)					
(1)住居を喪失していること					
住居を喪失した時期					
喪失した住居の住所					
現在の状況					
(2)住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所					
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
合計					
フリガナ					
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。					
私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
令和 年 月 日					
都道府県等の長殿					
申請者氏名					
印					

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。